

令和6年1月12日

令和5年度第10回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和6年1月12日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和6年1月12日（金曜日） 午後2時00分

4. 議案

- 議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第44号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第46号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第47号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第48号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第49号 令和6年度青森市農作業標準労賃等について
- 議案第50号 農地の賃借料情報について
- 報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第37号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	16番 野口 友子	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

11番 豊川 明子	12番 長野 英雄	17番 福士 修身
-----------	-----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	5番 木立 忠徳
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 忠則
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	13番 石川 正光
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	4番 工藤 隆正	6番 風晴 繁雄
12番 斉藤 直美		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	古田 正之
主 幹	工藤 武	主 査	山内 武志
主 事	齊藤 諒		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 16 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 15 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 10 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。7 番窪寺洋志委員、8 番齊藤光朗委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
ただいまより議案審議に入ります。
議案第43号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案の説明に入る前に申請の取下げがありましたので、ご案内をさせていただきます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。申請番号124番、浪岡大字北中野字中坪の3筆の申請ですけれども、昨日1月11日付けで許可申請の取下書が提出されましたので、本日の審議案件からは除くということになりますのでよろしくお願いたします。

それでは引き続き説明に入らせていただきたいと思います。

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が8件、賃借権設定が6件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足のためであり、譲受人又は借人については経営規模の拡大、特定遺贈、農地集約及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、まず、2ページ目の所有権移転 申請番号121番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

します。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

続きまして、3 ページ目の所有権移転 申請番号 126 番 ●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者である●●●さんを入場させてください。

(●●●氏 入場)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

青森市浪岡福田の●●●です。今回申請に至った動機としては、実家のりんご畑や野菜作りを手伝った経験があるので、自宅に隣接した畑で野菜等を作りたいと思い申請しました。よろしくをお願いします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番秋谷です。●●●さん、本日はご苦勞様です。2 点ほどお尋ねします。

1 点目でございますが、取得しようとする畑、無償となっておりますが、譲渡人の方は五所川原の●●●さん。どういう関係かお知らせ願えればと思います。

2 点目です。農機具が全部そろっているような感じですが、何か今までやってきたのか、その辺を紹介していただければと思います。よろしくをお願いします。

○●●●氏

現在の所有者は離婚した元夫になります。昨年まで一緒に暮らしていました。

2点目の農機具に関しましては、元々りんご農家で育てていて、実家の方に機械一式揃えてあったということで、農機具が揃っているというかたちになります。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。頑張ってください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、5 ページ目の賃借権設定 申請番号 132 番 ●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●さんを入場させてください。

（●●●氏 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

青森から来ました●●●です。よろしくお願いします。

今回申請に至った理由ですが、数年前から知り合いの農家を休日に手伝いをしていました。

以前から興味があり手伝いをしていくにつれ、自分でもやってみたいという気持ちになりました。今までは運送業でしたが、家族とも話をし、子供が一段落することもあり、現在の職場を退職する決断をしました。

初心者ですが、知り合いの農家の協力、指導を受けながら頑張ります。よろしくお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞き

したいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、野口委員。

○16番（野口友子委員）

16番野口です。質問は2点です。農作業の経験ありと書かれていますが、どのような経験なのかと、●●さんとの関係と、この方から指導をいただくのかどうかお聞きしたい。

○●●●氏

経験ですが、休日を利用して5年位前から、●●さんのりんごの手伝いをしていました。関係ですけれど、前の職場で一緒になって、それからの関係ですね。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

野口さん、よろしいですか。

○16番（野口友子委員）

●●さんから指導を受けるのね、これからも。

○●●●氏

そうですね。

○16番（野口友子委員）

はい、わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん、本日はご苦勞様です。2点ほどお尋ねします。

今回取得しようとする畑、りんご園だったようですけれども、どのような品種の木があるのか、その品種は何年生くらいのりんごの木なのか、わい化か普通台か。今、取得しようとするりんご園の状況お知らせ願えればと思います。

2点目ですね、うち方の農業委員会にもりんご作りのエキスパートがいますので何かありまし

たら、ご相談していただければと思います。以上です。

○●●●氏

まずは、品種ですけど、ふじと王林とつがるです。丸葉で30～40年だとは聞いています。ほとんどがふじですけど、王林6本につがる11本ですね。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○●●●氏

あとは●●さんと一緒にやりながら、わからないことがありましたら農業委員会の人達に聞いたりして頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございました。頑張ってください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、4ページの賃借権設定 申請番号128番及び129番の審議を行うにあたり、石村英康推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（石村英康推進委員 退席）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ご異議なしと認め、そのように決定します。
石村推進委員を入場させてください。

（石村英康推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第 44 号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局
本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第 5 条の許可申請が 1 件となって

おります。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第44号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号13番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地の登記簿、8ページから9ページ目が法人の登記簿、10ページ目が土地選定の経緯となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可となりますが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で、「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があります。

今回の資材置場兼駐車場は、申請地周辺に居住する事業者が業務上必要であるために設置するものであり、周辺にある土地について設置場所を検討した結果、羽白地区の集落に接続する申請地が適地であると判断したものであり、例外許可事由に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。案内略図ございます。前から気になっていて、お願いになるのですが、案内略図に居住する方の家がどの辺なのか、会社であれば、どの辺に申請しようとする会社があるのか簡単でもいいので、資料として出していただければ非常に判断しやすいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○事務局

今、ご提案いただいた内容につきましては、事務局の方で次回から対応させていただきたいと思います。ご提案ありがとうございました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。事務局にお伺いしますが、申請にあたった人の土地の隣に住宅地があるんですけど、土地選定の経緯の中に騒音の事も加味していましたが、実際に隣接している住宅の方に申請者は了解なり説明はなされているのでしょうか。

○事務局

安部委員からご質問いただいた件ですけれども、隣地の同意書に関しましては、転用の時の必須の条件になっていませんでしたので、隣地の状況までは事務局の方で確認していない状況でございます。

以上でございます。

○2番（安部浩一委員）

苦情が出なければ良いのですけれども、資材置場になって図面を見るかぎりでは、重機なんかも置くようなかたちになるので、騒音等で後から苦情が来なければ私はそれで良いです。

○事務局次長

転用案件説明の10ページ下の方でございます。本人の方に確認している中では騒音苦情等を考慮したうえでこちらの方にしたという事でしたので問題はないという判断でございます。

○2番（安部浩一委員）

今の場所の本当の隣に住宅建っていますよね。事務局の方で勝手に言えるんですか。そうじゃないでしょ。鶴谷建築さんが、資材置場になるので、隣地の方に説明されているのかなっていう確認ですので、苦情が来なければ私はいいと思いますけれども、今までの例から言うと、隣に何がくるかもわからないままに転用されていて後から言われる方が多いので、その確認です。無ければいいです。

○事務局次長

窓口で聞いている中で、ここに書いてあるように苦情とか考慮したうえで、場所に設置する時

に周りの事を考えていますという話をしています。そして、了解もらっていたので大丈夫です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

他に質問・意見ございませんか。

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 45 号及び第 46 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 8 件、利用権設定が 26 件の合計 34 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7～10 ページ、利用権設定の案が 11～25 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 46 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、18 ページの賃借権設定 申請番号 59 番の審議を行うにあたり、大柳建秀委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(大柳建秀委員 退席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。
大柳委員を入場させてください。

(大柳建秀委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第47号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案に関しましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地を転貸するにあたり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請する内容となっています。

令和5年4月1日の法改正前は、青森市長が農業委員会の意見を求める議案となっておりますが、当該議案に係る規定が改正法の経過措置に含まれていないことから、改正後の法令に基づき、促進計画の作成を機構に要請しようとするものです。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は利用権設定が14件であり、個別の内容につきましては、26～32ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

現況は原野、水路、農道、田、山林、農用地利用計画で農地の指定。申出者は、株式会社青南商事、変更理由が公園整備事業となります。

次に、青森 - 1 から順に概要を説明させていただきます。

9 ページ目は青森 - 1 の変更申出の概要、10 ページ目は候補地の比較、11 ページ目が土地利用計画図、12 ページから 13 ページ目が現況写真となります。場所は青森環状道路（7 号バイパス）から、県立青森商業高等学校方面に入る交差点に面した土地です。当該土地を選定した理由ですが、コンビニエンスストアの経営のため、視認性が高い場所にあること、駐車場の広さ及び出入りのしやすさ、店舗までの動線の取りやすさの点から、新城や緑に所在する他の土地も候補に検討しましたが、他の土地では了承が得ることが困難となり、また、申出地が面積等の条件で懸念事項がなく適当であることから選定されたものです。

青森 - 2 については、14 ページ目に変更申出の概要、15 ページから 16 ページ目が候補地の比較、17 ページ目が土地利用計画図、18 ページから 20 ページ目が現況写真となります。場所は、県立青森商業高等学校の西側に市道を挟んで所在するレンゴー株式会社青森工場の南西に隣接する土地です。当該土地を選定した理由ですが、市道を挟まず工場に隣接しているためトラック配送における利便性や効率性が図れること、また、アパートや高等学校の入口付近で同意が困難となる要素がないことから選定されたものです。

青森 - 3 については、21 ページ目に変更申出の概要、22 ページから 23 ページ目が候補地の比較、24 ページ目が土地利用計画図、25 ページから 27 ページ目が現況写真となります。場所は市立高田小学校から西に 500m ほど離れた西滝川付近の勝又金属工業株式会社社屋の南側に隣接する土地になります。当該土地を選定した理由ですが、新工場の建設にともなう社有車等の駐車場の造成であり、作業効率及び防犯の点から工場隣接であることが望ましく、申出地が選定されたということです。

なお、候補地比較検討表の記載の一部に修正があります。候補地①の地番ですが、●●●●●●●●●●とありますが、正しくは●●●●●及び●●●●●、計画区域の面積については、826.44 m²とありますが、正しくは 882.68 m²となります。お詫びして訂正いたします。

青森 - 4 については、28 ページから 29 ページ目に変更申出の概要、30 ページから 31 ページ目が候補地の比較、32 ページ目が土地利用計画図、33 ページから 35 ページ目が現況写真となります。場所は国道 7 号線沿いに株式会社青南商事及びそのグループ会社の工場等が所在するエリアの西側の土地となります。当該土地を選定した理由ですが、スポーツ広場を備えた憩い場としての公園整備に適する面積の確保、法面保護やアクセス等の整備等の経費の点から、申出地が最も適当として選定されたものです。

36 ページから 39 ページ目が審査表です。除外に当たっては農振法に基づき第 1 号から第 6 号まで全てを満たす場合のみ除外の申出を行うことができます。第 1 号から第 6 号までを簡単に説明しますと、第 1 号は事業が必要か適当か、第 2 号は地域計画の達成へ支障がないかを判断するものですが、地域計画が未策定の間は非該当となります。第 3 号は農地の集団化、作業の効率化に支障がないか、第 4 号は担い手の農地の集積に支障がないか、第 5 号は周辺の農道・水路に支

障がないか、第 6 号は土地改良事業が実施されていないかになります。両申出地は、記載のとおり土地の位置、事業の継続性、担い手への農地の利用の状況、周辺の水路や農道等に影響を及ぼさないか、土地改良事業等の施工が実施されていないかということで、第 2 号以外の全ての項目満たされていると判断しております。

以上で青森農業振興地域の変更案の説明を終わります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

まず 1 件目、右上に「議案第 48 号関係参考資料①」と記載された「整理番号 青森-1（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっておりますが、例外許可事由の一つに「休憩所」があり、当該申請は、駐車場、トイレ、休憩の座席を備えるコンビニエンスストア店舗建築を目的とした転用であり、国道 7 号青森環状道路沿いに位置していることから、例外許可事由に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて 2 件目、「整理番号 青森-2（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、浜館支所から概ね 500 メートル以内の範囲に位置する第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請に係る農地以外の周辺の土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できませんが、当該申請は、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて 3 件目、「整理番号 青森-3（除外）」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、高田情報コーナーから概ね 500 メートル以内の範囲に位置する第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請に係る農地以外の周辺の土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できませんが、当該申請は、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請

地のほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて4件目、「整理番号 青森-4 (除外)」の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、その他の農地と判断しております。

その他の農地の許可基準は第2種農地と同様とされており、申請に係る農地以外の周辺の土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できませんが、当該申請は、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

（農業政策課 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第49号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

それでは、事務局より労賃についての説明をさせていただきます。

まずは、議案第 49 号関係資料をご覧ください。こちらの方をご覧くださいながら説明させていただきます。

先日みなさまにもご協力いただきましてアンケートを実施しました。こちらのアンケートをもとに令和 6 年度の標準労賃（案）を作成しました。アンケートの実施及び集計方法については昨年及び例年と同様となっております。

また、アンケートをもとにした労賃金額（案）も作成方法は例年どおりです。

具体的に金額の方のお話をさせていただきます。資料の 2 ページ、3 ページをご覧ください。2 ページ、3 ページの方に具体的な金額の案をお示ししております。昨年度からの変更点としましては青森地区、浪岡地区それぞれ 1 の方の農作業労賃、こちらの金額、昨年度よりも上昇しております。現行の令和 5 年度の標準額 6,900 円としていたものを 7,200 円に上げております。7,200 円の根拠としましては、青森県の最低賃金をもとに 7,200 円と算定しています。

ここで、みなさまに注目していただきたい青森地区の方の金額についてです。青森地区の方、みなさまからいただいたアンケートによりますと令和 5 年度現行の 6,900 円の金額が低いという回答が非常に多くありまして、適当であるという回答が半数を下回っておりました。これをふまえて令和 6 年度の 7,200 円の金額が適正であるかどうかをみなさまにご審議いただきたいと思っております。

ご審議の方よろしくお願いたします。

説明は以上となります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、本案について決定といたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第 50 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、右上に「議案第 50 号関係資料①」と記載している A4 両面の資料をご覧ください。

本案は、農地法第 52 条に基づく借賃等の情報提供等を行うにあたり、令和 5 年の 1 月から 12 月まで 1 年分の農地の賃借料情報を集計したものです。

資料は、片面が青森地区、裏面が浪岡地区と分かれており、今回提供する賃借料情報は、表の一番右端の列の、「R6 年 3 月公表予定」と記載している網掛け部分になります。

なお、表中段の上側には、賃借料が物納の場合に金額換算するための、60kg 当たりの換算価格を記載しておりますが、先月の月例総会で確認したとおり、玄米価格は 14,000 円、白米価格は青森地区が 16,200 円、浪岡地区が 16,100 円で計算しております。

なお、100 円の差は、両地区の 60 kg 当たりの精米料の差額分です。

それでは、右上に「議案第 50 号関係資料②」と記載している A4 片面の資料をご覧ください。

こちらが、令和 5 年の 10a 当たりの賃借料水準として公表予定の資料です。

まず、「1 田（水稻）の部」は、青森地区、浪岡地区それぞれ、ほ場整備地域及び未整備地域で区分し、集計した結果を平均額、最高額、最低額で示しております。

続いて、「2 畑（普通畑）の部」は、樹園地等を除く畑について、青森地区、浪岡地区それぞれ集計した結果、ご覧のとおりとなっております。

最後に、「3 畑（樹園地・リンゴ）の部」は、青森地区は取引件数が 2 件で、有効件数の 5 件を下回ったため実績なしとなり、浪岡地区はご覧のとおりの結果となりました。

以上が令和 5 年の実績から算出した賃借料情報として情報提供する内容となりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、本案について決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第34号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第35号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第 36 号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 19 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第 37 号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が 2 件です。
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

（特になし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

次回の月例総会は、2月13日（火）午後1時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これをもちまして、令和5年度第10回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。